## 川の国応援団美化活動団体実施細目

(目的)

第1条 この細目は、埼玉県川の国応援団登録団体支援実施要領(以下「実施要領」という。)第2条第3号に基づき、県が管理する一級河川(以下「県管理河川」という。)において、ボランティアで美化活動(以下「活動」という。)を行う自治会や愛護団体等(以下「団体」という。)を美化活動団体として登録し、その活動を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

(美化活動団体の要件)

- 第2条 美化活動団体として登録できるのは、次の各号の要件を全て満たす団体とする。
  - (1) 県内に居住する5人以上の県民によって構成される団体
  - (2) 県管理河川の概ね100m以上の区間において活動を実施する団体
  - (3) 川の国応援団に登録し、第5条の協定を締結した団体 (手続)
- 第3条 団体は、美化活動団体として登録しようとするときは、環境部水環境課、県土整備部河川環境課、環境管理事務所又は県土整備事務所のいずれかに川の国応援団登録申込書の全ての項目について記載したものを提出するものとする。
- 2 団体は、登録申込書を提出する際、当該年度の活動実施計画書(様式 1)及び参加者名簿(様式2)を併せて提出するものとする。また、活動時に肩掛け式草刈り機を使用する団体は、肩掛け式草刈り機の使用予定者名簿(様式3)を提出するものとする。
- 3 団体が活動しようとする県管理河川を管轄する県土整備事務所長は、 登録申込書が提出されたときは、団体が活動をしようとする区間の存す る市町村長の意見を聞くものとする。

(手続の特例)

第4条 構成員が毎年変更する団体は、参加者名簿の提出を省略することができる。

(協定書の締結)

第5条 団体、市町村長及び県土整備事務所長との間で、活動に関しての

協定(様式4)を締結するものとする。

(実施計画書及び実施報告書)

- 第6条 美化活動団体は、翌年も継続して活動しようとするときは、毎年 2月20日までに、翌年度の実施計画書を県に提出するものとする。ま た、活動時に肩掛け式草刈り機を使用する団体は、翌年度の肩掛け式草 刈り機の使用予定者名簿(様式3)を併せて提出するものとする。
- 2 美化活動団体は、毎年4月末までに、前年度の実施報告書(様式1)を県に提出するものとする。
- 3 県は、美化活動団体から提出された実施計画書又は実施報告書の写し を速やかに関係する市町村長に送付するものとする。

(美化活動団体の活動)

- 第7条 美化活動団体は、対象区間において活動を行うものとする。
- 2 美化活動団体は、活動中にチラシの配布やイベント開催の広報など、 他の目的を持った活動をしてはならない。

(市町村の支援)

第8条 市町村長は、美化活動団体の活動によって集められたごみの処分 を行うものとする。

(県の支援)

- 第9条 県は、美化活動団体に対して、実施要領第5条第1項に定める支援を行うほか、予算の範囲内で活動に必要な軍手、ごみ袋等の消耗品を支給する。
- 2 県は、活動参加者が活動中にけが等をした場合に対処するため、保険 の加入手続を行うものとする。

(表示板の設置)

第10条 1年以上継続して活動し、かつ、その後も継続して活動を行うことが見込まれる場合には、別に定める規程に従い、団体名や活動範囲を示した表示板を設置することができるものとする。

(事故報告)

第11条 美化活動団体は、活動中の参加者に事故等が起きたときは、直ちに県に連絡するとともに、速やかに事故発生報告書(様式5)を提出するものとする。

(助言)

第12条 県は、市町村長と連携して、美化活動団体の活動に対して必要な

助言ができるものとする。

(登録の取消し)

- 第13条 県は、美化活動団体が登録辞退届(様式6)を提出したとき、又は関係法令に違反する行為をしたとき、若しくは第1条の目的にふさわしくない行為があったときは、市町村長の意見を聞いた上で、美化活動団体としての登録を取り消すとともに、協定を解除できるものとする。(その他)
- 第14条 この細目に定めのない事項等については、団体、市町村長及び県が協議して決定する。

附則

- この細目は、平成24年4月1日から施行する。
- この細目は、令和 3年4月1日から施行する。